

「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト（植物由来物等）」の
改正（案）に関する御意見の募集について

令和 8 年 5 月 25 日
厚生労働省 医薬局
監視指導・麻薬対策課

「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト（植物由来物等）」の
改正（案）について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見の募集期間

令和 8 年 5 月 25 日（月）から令和 8 年 6 月 24 日（水）まで（必着）

2. 御意見の募集対象

「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト（植物由来物等）」
の改正（案）

3. 提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください
（様式は自由）。その際、件名に「「専ら医薬品として使用される成分本質（原
材料）リスト（植物由来物等）」の改正（案）に関する意見」と明記して御提出
ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見
募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、
「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 電子メールを使用する場合

電子メールアドレス： shokuyakuiken@mhlw.go.jp

厚生労働省 医薬局 監視指導・麻薬対策課 薬事監視第一係宛て

※意見の提出を装ってウイルスメールが送信される事案を防ぐため、(1)の
電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用くださいますよう、御協力の程
よろしくお願いいたします。

※スパムメール防止のため、@を※としております。送信の際には恐れ入りま
すが、@（半角）に変換し、お送りください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本
文に直接御意見を御記入ください。

※判別のため、件名は「「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リ
スト（植物由来物等）」の改正（案）に関する意見」と明記して御提出くだ
さい。

(3) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 医薬局 監視指導・麻薬対策課 薬事監視第一係宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。